

えちごトキめき鉄道利用促進団体助成事業 交付要綱

(目的)

第1条 えちごトキめき鉄道活性化協議会会長（以下「会長」という。）は、えちごトキめき鉄道の沿線市におけるえちごトキめき鉄道の利用促進及び魅力向上等に要する経費の全部又は一部について、予算の範囲において助成金を交付する。

(交付対象団体)

第2条 交付対象となる団体は、上越市、糸魚川市及び妙高市（以下「各市」という。）のNPO法人、商店街組合、自治会、学校及びその他の団体（以下「団体等」という。）とする。

(助成対象事業等)

第3条 助成対象事業は、会長が、えちごトキめき鉄道の利用促進や魅力向上等につながると認めた事業に要する経費とする。

2 助成額は、1団体につき原則10万円を上限とする。但し、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

3 事業例及び助成対象経費例は別表1に掲げるとおりとする。

(助成の申請)

第4条 助成を申請する団体等は、助成申請書及び収支予算書（別記第1号様式）を各市を経由し会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 会長は、前条の申請を適當と認めたときは、助成決定通知書（別記第2号様式）により、各市を経由して団体等に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 事業内容等を変更する団体等は、変更申請書及び収支予算書（別記第3号様式）を各市を経由し会長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第7条 会長は、前条の申請を適當と認めたときは、変更決定通知書（別記第4号様式）により、各市を経由して団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の通知を受けた団体等は、助成事業が終了したときは、速やかに実績報告書及び収支精算書（別記第5号様式）を各市を経由し会長に提出し、その実績を報告しなければならない。

(助成の確定)

第9条 会長は、前条の報告を適當と認めたときは、助成確定通知書（別記第6号様式）により、各市を経由して団体等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条の通知を受けた団体等は、助成金請求書（別記第7号様式）を各市を経由して会長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

別表 1

1 事業例と助成の対象となる経費例

事業例	助成の対象となる経費例
・駅前の除雪、駅内外の清掃、美化活動のボランティア活動	ビニール袋、軍手、スコップ等の購入費、花や苗木の購入費 等
・駅の装飾等賑わいの創出 ・ホームでの雪月花見送り活動	電灯の設置、飾付、雪月花の乗客に配付する地産品購入費等
・鉄道関係イベント（シンポジウムやフォーラムほか）	ポスターやチラシの作成費、パンフレット印刷費、講師の謝金・旅費、会場借上げ料 等
・駅舎等の見学会	ポスターやチラシの作成費、パンフレット印刷費、入場料、講師やガイドの謝金・旅費 等
・沿線地域の社会見学など学校行事でのえちごトキめき鉄道の積極的な利用	しおり作成費、参加者の列車運賃補助、講師やガイドの謝金・旅費 等
・ノーマイカーデー	ポスターやチラシ作成費 等
・鉄道のパーク＆ライド	チラシ作成費、割引措置 等
・沿線情報のホームページ・情報誌掲載	情報誌の作成費、講師の謝金・旅費 等
・観光ガイドや沿線マップ、時刻表	ガイドやマップの作成費、講師の謝金・旅費 等
・駅前商店街での歩行者天国、フリーマーケット ・駅や駅周辺での地域の特産品フェア、秋の収穫祭、高校の実習生産品販売会 ・駅構内コンサート、鉄道の歴史写真展、絵画展示会	ポスターやチラシ、のぼり等の作成費、イベント司会の謝金・旅費、会場借上げ料 等
・列車を利用した親子遠足ツアー ・列車で行く沿線新発見ツアー	ポスターやチラシの作成費、しおり作成費、参加者の列車運賃の補助、講師やガイドの謝金・旅費 等
・沿線スタンプラリー ・沿線フォトコンテスト	ポスターやチラシの作成費、講師やガイドの謝金・旅費、賞品・景品の購入費 等

※ 事業例は「鉄道とまちの共生ビジョン」のアクションプランを基に想定しているものであり、事業例以外の事業を実施しても差し支えない。

2 助成の対象外となる経費

- ・ 団体等の事務備品（机、椅子、パソコン等）の購入費
- ・ 団体等の事務所の維持運営費（事務室賃借料、光熱水費等）
- ・ 飲食代、接待費用の購入費
(ただし、会議や打合せ等での茶菓代は助成の対象とする。)
- ・ 上記のほか、社会通念上、助成することが適當とは認められない経費